

北宋期・両浙路の土地所有の問題について

河原由郎

【要約】 両浙路は宋代では天下の産米生産地で、路域の生産力は商品生産の段階にまで発展したものである。このような路域の生産力は唐代において発揚され、生産の要域を構成していたものであるが、しかし唐宋・五代の争乱・錢氏の支配は大巾に戸数の減耗を来し、著しい生産の低下をみたようである。しかしこの戸数の減耗は税役負担の過重による担税戸の減耗を意味するもので、生産力それ自体の減退を必しも意味したわけではなく、却つて土地所有のなかに生産力は潜在的に温存されていたもののように、宋初に於ける過重負担からの解放が、生産戸の増加、特に主戸の激増となつて、路域生産力の著しい向上・発展をみたことはこれを裏付ると云える。

宋代に於ける路域産米にみる商品生産の盛況は生産に対する資本の直接投入をみて、大土地所有を推進している。而して高度生産地・商品生産地の特相からして、主戸の多くは大土地所有に依存することによつて、即ち佃作し、借貸することによつて、主戸たるの地歩を保持したもので、路域の経済成長は一に二者の相関関係の均衡のもとに進められ、他面成長に伴う富戸・形勢戸の土地所有の拡大、生産農戸の零細化が推進されて行つたものである。即ち水利修復に際しても「受益民戸の工・料の負担」の原則をうちたてながらも、在地富戸による資材の投入が行われ、それだけに水利の占有と土地の兼并が富戸によつて進められて行つたものである。

一 五代の大土地所有

宋史卷八八地理志で両浙路を論じて「蓋禹貢揚州之域、

当南斗須女之分、東西際海、西控震沢、北又浜于海、有魚

塩・布帛・秬稻之産……」^①と言つて居り、魚塩・布帛と

もに古来より秬稻の地、即ち稲作地であり、その生産力は

陳傅良の『止齋先生文集』で「閩浙上田、収米三石、次等二石」^②

と云い、淮海集で秦觀は財用を論じて、「今天下之田、稍沃

衍者、莫如吳・越・閩・蜀、其一畝所出、視他州輒數倍」^③

と云い、また『尊白堂集』卷六・使北回上殿劄子で「大率淮田

百畝所収、不江浙十畝……」と指摘しているように、最高の生産力を示して居り、実に宋代では兩浙稔らば天下足るの事態にまでたち至つていた。兩浙の地味に關しては、筆者はすでに論述したところであり、ここで今更云々するをやめるが、要するに極めて地力に富み、高度の生産力を具し、天下最高の稲作地であり、高度の商品生産地域であつた。兩浙とは浙江の東・西の地域を指すもので、古代の会稽郡・吳郡であつて、すでに南北時代に於いて南朝の政治經濟の拠点となり、大巾なる拓耕をみて居り、唐代に入ると、いよいよ進捗して重要な經濟生産地域を構成するに至つて居る。杜牧の「浙江西道都団練觀察使崔郾行狀」によると、唐の玄宗の頃の生産力を論じて「三吳・国用の半はこれによつていた」としている。勿論、この表現はいささか誇大のきらいないでもないが、その生産力の唐代經濟に占むる地歩の大を物語るものと云えよう。

要するにその地力のもつ潜在生産力は南北朝・隋・唐を通じて逐次開發され、少くとも中唐以降では重要な經濟生産地域として、中国の經濟生産圏域を構成しつつあつたもので、従つてそれだけに莊園的土地所有の好箇の対象とな

つたようで、事実、先掲の崔郾行狀では「沃土多く豪強に歸し……」とあつて、莊園的土地所有の進行をかかげて居り、すでに大土地所有者の營利投資をみるに至つたと云える。『甫里先生文集』で、唐末僖宗の頃の人たる陸龜蒙は松江の甫里に於ける莊園經營をかかげて「……屋三〇楹あり、田は一〇万歩（吳田では二五〇歩を一畝、従つて一〇万歩は四〇〇畝に當る）、牛は四〇蹄（一〇頭）、耕夫は百余指（一〇余人）で、自ら耕作に當つて居り、また蘆舎あり、牛棧雞居もあり、桑麻の栽培をみ、また茶園をも有した」（甫里先生文集

卷一六・甫里先生伝）と云い、すでに多角經營を営んでいたとして居る。勿論、經營規模に於いては一〇万歩即ち四〇〇畝で、小の部類であり、従つてこの經營規模の点からしても、この經營を以て多角經營の段階に進んでいたと推断することは極めて輕率と申さねばならぬが、しかし多角生産の行われたことは肯定出来るもので、従つてこのような多角生産は当然その盛行とともに莊園經濟に於ける生産の方向を示すもの、即ち商品生産への發展を示唆するものとして注目してよろしかろう。なお『宋高僧傳』卷一六の文萃伝では「台州・天台山国清寺の主事僧清蘊は僧文學とともに

謀つて寺莊一二頃を置いて金光明道場の資とした」ことを、
円仁の『入唐求法巡礼行記』では文宗朝の開成五年に天台
山に巡礼したことを記し、その際、寺院は多くの莊園をも
つていたこと(同書の卷二、卷三にかかぐ)を、また『宋高僧
伝』卷一五では唐の貞元中、杭州靈隱山の道標は莊園経営
で歳収万斛の所得を挙げ、無_レ尽_レ財_レを置いたことを、ともど
もにかかけて居り、兩浙地域に寺院莊園の盛行したことを、
なかにはその余財によって無_レ尽_レ財_レに活用し、すでに前貸付
の活動を営んだ事実を指摘している。

また『冊府元龜』卷一四〇・帝王部・旌表四、同書の卷七五
七総録部七・孝感の条で、太和七年三月壬子、浙江東道の
上奏をかかけて「越州蕭山県の百姓李渭が二兄の寡嫂・孤
姪を養うこと二〇余年、莊田の租税を自ら弁じていた」旨
を云々し、直接生産者たる在地農民による莊田経営の事例
を挙げている。勿論、このような事例は貴族・寺院・武將
等々の当代の時の権勢による莊園経営の事例の多いのと比
較するとき、当時では全般的に觀た場合、全く稀有の例と
も申されよう。しかし、それだけに兩浙地域の莊園経営上
における先進性を窺い知るものと云えよう。要するに地方

豊かな兩浙の地では、少くとも土地経営は營利投資となつ
て居り、莊園はすでに純然たる經濟生産の場となつていた
ことを知り得る。

五代に入ると、方鎮割拠して、総じて重税を課したも
^⑦で、なかでも兩浙は吳越の錢氏の支配するところであり、
錢氏の政治支配は、その支配域が小であつたが故に、税負
担を兩浙地域の生産戸に集約した觀が、直接生産者は不
当なる負担に苦しみ、従つて生産性の向上は税負担の一般
零細戸には、左程に見出せず、生産は大土地所有によつて
たかめられて行つたようである。以下、これらの諸点につ
いて若干論究することにしよう。

『淳熙三山志』卷一〇・版籍類・墾田の条に、
沈存中筆談載、兩浙錢氏時、田晦米三斗、太平興國六年、遣王方
贊定税、悉令晦出一斗、謂不可循偽國法……

とあり、『夢溪筆談』卷九人事にも同様に、
兩浙田税、畝三斗、錢氏國除、朝廷遣王方贊均兩浙雜税……

と云々し、ともに吳越錢氏の時毎畝三斗の税米負担をして
いたとして居る。しかも負担は毎畝三斗の税米だけではな
かつたようで、明の陳頤の『閩中今古』には王方贊の均税

のことを批判して、

今兩浙之民田、畝歲稅五升、与加耗不過一斗、官田則畝稅不一、有及一石者、倍之以耗、民終歲不得食矣、蓋官民之田、其稅額有一千余、則里胥因之以作弊、兼以豪右兼并、胥腴額輕者、尽屬富家、而瘠薄額重者、皆在小戶、諺謂『官糶弁使無飯』正謂此也、天下之田、未能通究其稅額之多少、以吾蘇一郡之所知者、如此、使天下皆然、將不勝其弊。^⑤

と云っている。勿論、この批判は王方贊の一率每畝一斗としたと云っていることに対する反駁であるが、同様なことは每畝三斗の場合に於いても妥当するもので、事実五代呉越の錢氏治下にあつては税米負担の実質額は每畝三斗にとどまらないで、その上にまた幾多の雜稅があり、生産者は不当なる負担過重に苦しんでいたようである。『宋会要』食貨七〇・賦稅雜錄・嘉定七年十一月二十八日の臣僚の言に、

竊聞自錢氏拋兩浙、橫賦供軍、每田十畝、增收六畝、每地十畝、增收八畝、謂之進際、暨扁版圖、本朝遣使除豁……

とあつて、軍費支弁のために錢氏の時に進際の制が行われ、田は一〇畝につき六畝を虚増し、桑地は一〇畝につき八畝

を虚増し、それだけの負担を生産者に課したとして居り、その負担の実額については、同じく『宋会要』食貨七〇・賦稅雜錄・乾道三年六月二十六日の条に、

知臨安府新城縣耿秉言、新城縣田畝、旧縁錢氏以進際為名、虚増進際稅額太重、每田十畝、虚増六畝、計每畝絹三尺四寸、米一斗五升二合、桑地十畝、虚増八畝、計每畝納絹四尺八寸二分、此之謂正稅、其他又有和買紬絹、每田一畝、計二尺四寸、陸地一畝、計三尺六寸、又有折科小麦、夏秋兩料役錢、總計一畝、納稅兩千……

とあつて、田一〇畝に進際六畝を虚増すると、生産戸の毎畝の負担額は絹三尺四寸、米一斗五升二合となり、桑地は毎畝、絹四尺八寸二分に相当することを明かにして居り、この外に和買の紬・絹の負担は一畝（田）につき二尺四寸、桑地（陸田）は三尺六寸、また夏・秋の二度の免役錢の徴収に毎畝二貫に及んだとして居り、その負担額は全く大であり、決して正稅の場合だけでも実質負担は明かに税米三斗でなく、遙かにこれを上廻つていたことが諒承される。

しかも加うるに有名な身丁錢（米・絹）の賦課があつたもので、生産階層は過重負担にたえず大巾に自己の田業を

放棄したもののようで、『宋会要』食貨六三・農田雜錄・淳化元年九月の条によると、

詔江浙等路李昱錢俛曰、民多流亡、棄其地、遂為曠土……

とあつて、五代の頃、大巾に民の田業を捨てて流泛した事実を思わしむるものがある。しかし自營農層の減数の具体的数量を知るには史料乏少の故に明確にしがたい、ただ『太平寰宇記』の所掲による各州ごとの開元戸・皇朝戸（宋朝の国初の戸）との数によつて、その変遷を知り、わづかながらその実態をうかがい得るにすぎない、今そのあとを尋ねることとしよう。

州名	開元戸	皇朝戸	出典	備考
蘇州	一一万九五〇〇	主 二万七八八九 客 七三〇六九 (計三万五二九五)	卷九一・江南東道三	三州嘉興、海鹽、嘉善、德清、武康、烏程、餘杭、臨平、崇德、桐鄉、海鹽、嘉善、德清、武康、烏程、餘杭、臨平、崇德、桐鄉、
常州	一〇万二六〇〇	主 二万八〇七一 客 二万七四八一 (計五万五五二)	卷九二・江南東道四	一割出
江陰軍		主 七六四五 客 六九〇六 (計一万四五五)	同右	
杭州	八万六二五〇	主 六万一六〇〇 客 八八五七〇 (計一七〇一七)	卷九三・江南東道五	

湖州	五万九〇〇〇	主客共 三万八七四八	卷九四・江南東道六	
睦州	二万二七〇〇	主客戸 一万二二五一	卷九五・江南東道七	
秀州	旧戸載蘇州籍	主客戸 二万三〇五二	同右	もとの嘉興、海鹽、武原、桐鄉、臨平、崇德、
越州	六万四一〇〇	主客五万六四九〇	卷九六・江南東道八	
衢州	二万七一〇〇	主客一万九八五九	卷九七・江南東道九	
婺州	一万四三〇〇	客 二九八二 主 (三〇四六)	同右	
明州	四万二二〇〇	主 一万〇八七八 客 一万六八八一 (計二万七六八)	卷九八・江南東道一〇	
台州	二万一〇〇〇	主 一万七四九九 客 一万四四四二 (計三万一九四一)	同右	
温州	一万六二〇〇	主 一万六〇八二 客 二万四六五八 (計四万〇七四〇)	卷九九・江南東道一一	
处州	一万九七〇〇	主客二万〇五八六	同右	
潤州	五万四五〇〇	主 一万〇六四七 客 一万五九〇〇 (計二万六五四七)	卷八九・江南東道一	

表によつて戸数増減のあとを尋ねてみるに、台・温・処

の三州は例外的に皇朝戸は開元戸に比して数的増加を示しているが、他のすべての諸州は全体的にみて減数している。

特に蘇州・常州・潤州の如きは激減を示している。即ち蘇州は開元戸一十一万九五〇〇戸であるに対し、皇朝戸は主戸二万七八八九、客戸七三〇六、計三万五一九五と激減している。勿論、表中の備考にかかっているように八県のうち

嘉興・海塩・華亭の三県は割出して秀州を創めて居り、従つて秀州の皇朝戸二万三〇五二戸を加えると、五万八二四七戸となる。これを同一地域に当る開元戸のそれと比較するとき、なおその半数を下廻るの実態にあると申さねばならない。同じく常州の場合をみると、開元戸一〇万二六〇〇に対し、皇朝戸は主戸二万八〇七一、客戸二万七四八一

で、計五万五五二となつて居る。うち江陰県は割出して江陰軍となつて居るから、江陰軍の皇朝戸たる主戸七六四五、客六九〇六、計一万四五一を加えても、総計七万〇一〇三となつて、三万戸の減数をみて居り、潤州も大約二万八〇〇〇と減数している。しかもこの三州は宋代に至ると、湖州・秀州とともに浙西、即ち呉郡の沃土を構成し、天下の稲作地として最高の生産を挙げたもので、本質的に

極めて地力に秀れていたものであるが、これらの州域に戸数の大いなる減耗をみたのは、明かに唐宋・五代にわたる不断の負担過重による自営小農階層の没落・流泛によるものと申さねばならない。勿論、同様なことは戸数の減をみた諸州にも妥当するものと云える。

實字記所掲の皇朝戸は『太平實字記』の題跋によつてわかるように、太平興國年間、或はその前後のもので、宋初戸たる点は間違ない。従つて開元戸と皇朝戸の戸数の変動は明かに唐宋・五代の戸数の変遷によるものであり、従つて原則的にみて戸数減は唐宋・五代の戸数減耗に基因するものと云うべきで、特に兩浙に呉越・錢氏の政治支配のもと、過重の税負担がなされていたが故に、錢氏の治下にあつて、例外を除いたら、全体的にみて明かに戸口減耗したものとみて宜しかろう。ちなみに、崑山の人、郝亶の指摘するところによると、蘇州の税米は「国初わづかに一七・八万石、今（即ち於に三四・五万石）」（呉郡志卷一九）とあつて、宋代・国初では一七万石乃至は一八万石として居り、恐らくこれは五代の錢氏支配の税米の実額に近いものとみるべきで、税米三四万石乃至三五万石は郝亶存命中のもので、恐らく

は熙寧年間であろう。この税米の増収はそこに州域の農業生産力の成長をうかがい得る、しかも逆に税米一七・一八万石は五代に於ける戸数減による曠土化の現実を思わしむるもので、先掲の「民多流亡、遂為曠土」(宋会要・食貨六三・農田雜錄)とあることは、この実態を指摘しているもので、五代の税役負担の過重は相当のものであつたことが推考せられる。この負担の加重は必然的に税租の不均を招来するもので、梁克家の『淳熙三山志』では、

皇朝太平興國五年有言、兩浙大戸、租賦反輕、貧下之家、輸納則重……^⑩

とあり、『宋会要』の農田雜録でも

宜令諸州、籍其隴畝之數、均其租、每歲十分減其三、以為定制^⑪

とあつて、ともに一は税租の不均を、他は不均の匡正を、即ち換言すれば、偽國法即ち偽制下の税租の不均とその匡正をうたつて居り、明かに五代錢氏の治政下に於ける大戸(大姓)の土地所有による税租の不均の嚴存を推考させるものがある。惟うに過重なる税負担の強制は、例外なしにすべてに均担せられたわけではなく、在地の実力者即ち大姓・大戸は自らは不当なる税役負担を規避しながら、生産

戸たる一般零細農戸に負わせたもので、そこに所謂「大戸の租賦はかえつて軽く、貧下の家の輸納は則ち重し」の現象の生れたわけがある。そもそも不均は負担過重に則して、その度を増し、一般生産階層の流泛を促すわけで、従つてまた大戸(大姓)の土地所有は、これによつて推進せられ、没落生産者の階層を収容し大巾に莊園經營をみるに至つたものである。

宋初、当局が兩浙路に於いて、不均を匡正し、生産者の田業の復帰を積極的にうち出したわけはまたここにあつたと云えよう。要するに五代、錢氏の政治支配の下にあつて、兩浙の地は負担の過重によつて、一般生産階層の戸数減をみ、曠土の展開もみられたが、また反面、莊園的土地所有はそれにもかかわらず屏息することなく推進して行つたと申される。事実、藩鎮割拠の五代にあつては、群雄は在地有力者の協力を必要としたもので、吳越錢氏もまたその例外たりうることとは不可能であり、特に兩浙の地力からして、形勢力及戸、即ち現地有産者による土地所有は一貫して推進されたと見てあやまりあるまい。また惟うに莊園的土地所有として在地有力者による農村共同体に於ける土地支配

が継続したところに、五代に於ける戸数の減少は、そのま
ま直ちに生産力の減少とはならなかつたわけがあるもので、
宋初にみる兩浙路の生産力の驚異的増大と主戸増とは、明
かに五代の兩浙路の戸数減が税負担戸の減数であつて、
大巾なる生産力それ自体の衰退を意味するものでなく、生
産力は却つて土地所有のなかに温存され、育成されて行つ
たことを適切に示唆していると云えよう。

二 路域生産戸と土地所有の問題

I

宋による天下統一は、ここに国家権力のもと生産力を拡
充し生産階層を安輯し、財政的基盤の強化を計らんとする
方策を当然要請したもので、この要請に応えたものの一つ
として、至道二年の陳靖の勸農策がある。陳靖の勸農策に
ついては筆者がさきに論じたところであつて、ここで贅言
するまでもない。要するに生産階層の安輯と前貸付からの
救済、税負担からの解放と軽減とを打ち出して居る。兩浙
路に対する直接勸農策はすでに淳化元年九月にうち立てら
れ、税租の均担と軽減、游民の安輯等々の方策を講じて居

る（宋会要・食貨六三・農田雜錄・淳化元年九月の詔）。かく五代
錢氏以来の所謂「偽国の制（偽制）」による税負担は兩浙路
の生産力復興に阻害するところ大であつたようである。『統資治通
鑑長編』卷二一・太平興國五年十二月辛卯の条に左拾遺直史
館張齊賢が上奏して「通儒を審択して路を分つて、兩浙・江
南・荊湖・西川・嶺南・河東に採訪し、偽命の田賦の苛重
なものがあれば、これを改正せんこと」を論じたことをか
かげているが、この上奏は直ちに当局の納れるところとな
つたようで、兩浙路に關してはすでに述べたように王方贊
を派遣して兩浙の雜税を均にして、すべて一畝ごと一斗の
税米として^①いる。しかし一律に毎畝税米一斗としたことに
關しては多少の疑をもたざるを得ない。鮑廉の『淳祐琴川
志』卷六・叙賦税の条では吳越の錢氏の苛税を除いて王
永・高象先を遣して税額を均定したことをかかげ、そのな
かで、

……只作中・下兩等、中田一畝、夏税錢四文四分、秋米八升、下
田一畝、錢三文三分、米七升四合、取於民者、不過如此。

とあつて、田土をすべて中・下の兩等にして、中田は一畝

について夏税錢四文四分、秋米八升、下田は一畝につき夏税錢三文三分、米七升四合している。『淳熙三山志』でも同じく王永・高象先の均税のことをかかげて

……総夏税錢二万三百八十四貫有奇、苗米十七万三千九百四十余石、未幾復詔、著作佐郎李妥再至、始錫異時諸雜沿徵物色、更以官私田産、均為中下兩等、定稅、中田、晦、産錢四文四分・米八升、下田、晦、三文七分・米七升四勺（勺）、園、晦、一十文、丁人輸錢百、為夏税錢一萬五千六十三貫二百六文、米一十萬二千五百二十八石四斗六升八合。¹⁵⁾

として居り、王永・高象先によつて五代の沿徵錢米も兩税額に入れて均定し夏税錢二万三八四貫、苗米一七万三九〇〇余石としたが、さらについて著作佐郎李妥を遣して沿徵物色を減じて、官私の田産を中・下の二等とし、中田は每畝産錢四文四分、米八升、下田の三文七分、米七升四合として居り、一応、兩浙路の二税の税米は一斗を超えることはないと観ぜられる。しかし夏税錢の四文四分（下田三文七分、但し淳祐琴川志では三文三分）の負担と園宅に対しては毎畝一〇文の税錢の賦課があり、また等しく百文の身丁錢の税収があつて、實際の負担は五代沿徵錢米が削除されたこと

は云え、その負担は単に税米一斗だけの負担にとまどつて居らず、仮に一樣に中田の秋税八升、下田七升四合としても、当時の農村の村落構造の実態からして、負担は決して小でなかつたとみてよい。周藤吉之氏は『宋会要』食貨七〇・賦税雜錄・乾道三年六月二十六日の知臨安府新城縣耿秉の言による新城縣の税負担の実態をかかげられて、五代の進際負担、即ち、「田は一〇畝について虚増六畝、一畝の税額は絹三尺四寺際負担、即ちと米一斗五升二合、桑地（園宅）は一〇畝に虚増八畝、一畝の税額は絹四尺八寸二分」の負担は、新城縣に關する限りはうけつがれ、天聖・皇祐年間の典売文書にも、進際による虚増畝歩し、実量頃畝とともに登載されていたとされている（宋代の兩税負担、特に每畝の兩税額について『中国土地制度史研究』）。従つて新城縣では、明かに税米一斗を上廻つていたことがわかる。進際は呉越が宋朝の版圖に編入されるときに、新城縣と臨安縣の二縣を除いて、他の諸県は全面的に免除して居り、従つて臨安縣も同様に税米一斗を遙かに上廻つていたことを諒承し得よう。なお『宋会要』食貨六三の大中祥符六年六月の條に、監察御史張廓が唐の宇文融の條約によつて均括すべしとする上言に

對する真宗の言をかかへて、

帝曰此事未可遽行、然人言天下、稅賦不均、豪富形勢者、田多而稅少、貧弱地薄而稅重、由是、富者益富、貧者益貧。

と云々して居り、有産戸の田多くして稅少しの実態、即ち不均の実態は改められるところなかつたようである、兩浙路にあつては一律に田を中・下の二等とし、稅米を八升、七升四合とし、稅米・稅錢の總額に於いて大巾なる輕減をみて居るが、これは有産戸にとつて恩惠となり得ても、下部末端の零細戸にとつては果して恩惠たり得たかは大いなる疑問であり、真宗の指摘しているように貧弱なるものは地瘠せて稅重しで、一樣に稅米一斗としても、その実、一般農戸の稅負担は、これを上廻つていたと云えよう。陳靖の勸農策のなかで、逃民の帰業、丁口授田のことをかかへて、

……量田輸稅、若民力不足、官借糶錢、或以市饑糧、或以營耕具、凡此給授、委於司農、比及秋成、及令償直、作時價折納、以其成數、闕自戶部……（宋史・食貨志上・農田）

と云つて、無産戸をして独立自營の農民たらしむるためには、官自らが錢米を貸与する等、保護・厚生が必要である旨を強調している。事實、無産戸をして独立自營の自作農

（主戸）たらしめるには、その脆弱性からして、多くは保護・厚生を直接的に及ぼさねばならぬ實態にあつた。しかしこれら脆弱なる生産階層の個々は、封建社会の村落構造からして、共同体の下部末端にわたり、國家權力によつてその保護厚生の徹底を期し難い實状にあつたようである、在地の小農生産戸となり得ても、その脆弱性を払拭することは殆んど不可能に近かつたとみななければならぬ。しかしまた他面、太平興國五年度の王永・高象先にはじまる稅租の均定は、著作佐郎李妥の沿徵錢米の削除もあつて、總額に於いて稅錢一万五〇〇〇余貫、稅米一〇万二五〇〇余石となつて居り、五代吳越錢氏の政治下の時のそれに比較するとき頗る輕減されたと云うべきで、兩浙のもつ潜在生産力の利点からして、それだけに生産戸の田業復歸をより可能にし主戸の増加をみたことは敵うべくもない。宋初にみる主戸漸増と生産力の向上はこれを証すると云えよう。『宋會要』食貨六三・農田雜錄・天聖五年十一月の詔文に、天聖五年以前の佃客の移動は主人の憑由を必要としたが、これを改めて、

……自今後、客戶起移、更不取主人憑由、須每田收田畢日、商量

去住、各取穩便、即不得非時衷私起移、如是主人非理欄占、許經
畧論詳。

と云い、大土地所有からの直接生産戸の解放をかかかけてい
る。勿論、この詔文の実効については多大の疑問があろう
が、しかし当時の主戸増の大勢に即応した措置として注目
して宜しかろう。

勿論、兩浙路の大土地所有はずでに唐・五代のあとをう
けて、他の地域に於けると同様に宋代に入つていよいよ普
遍化している。この普遍化のもとに特記すべきことは土地
所有が往々にして、水利の占有という方向にむかつて推進
されて居り、路域の莊園経営が水利占有というかたちに於
いて押し進められて行つたところに兩浙路に於ける土地經
營の一特相があると云えよう。

惟うにこれは、兩浙路の地味からして、水利と生産とが
不可分で、従つて莊園経営のために水利の専有が不可欠で
あつたことによる。今、宋代初期について、この事例を
かかげると、次の如くである。即ち、

(1) 皇祐元年正月二十五日、兩浙轉運司言、知越州余姚縣謝景初
申当縣陂湖三十一所、並係衆戶權利蔭田、内二十一所、見于圖經、

其間有被形勢豪強人戶請射、作田納租課、從來遂廢水利去處、
雖累有詔赦及赦令、山沢陂湖不得占固、即無明言不得請射管種、
及無簿拘管、所以官司因循請託、或致受納賂遺、令形勢豪強人
戶請射作田、以起納租稅為名、取作己業、民田蔭溉之利、其弊
不細、請下本屬明置簿拘管、永為衆戶蔭溉之利、今後更得^(不)以起
納租稅為名、輒行請射、如違、其所請人及所給官司、重行朝典、
本司欲依謝景初所請、明置簿籍拘管陂湖、永充衆戶貯水蔭田、更
不許以起納租稅為名請射、仍令知縣常行檢察、如違、其所請頭
主及所給付官司、各乞嚴行勘斷奏聞、事下三司、三司相度、乞
今後江淮・兩浙・荆湖路州軍、如有陂湖明置簿拘管、永為衆戶
貯水蔭田、更不許人戶以起納租稅為名輒行請射、仍令知縣常行
檢察、如違、其所請人及所給付官司、各重贖于法、從之(宋會
要・食貨七水利上)

(2) 嘉祐五年五月、知秀州羅拯言、乞今後諸處湖^(塘)及運河辺田土、
不得更令諸色人及官員請射、如有私冒侵占耕、並以違制論：
…、詔都水監相度以聞、監司看詳、蓋逐路轉運司及州縣並不檢
条约奉行、是致豪勢人將衆戶蓄水陂湖請射量出租稅、有妨旱歲
溉救民田、今欲乞下逐路轉運司、依羅拯所請施行、如違、乞以
違制科罪、從之(宋會要・食貨七水利上)

(3) 嘉祐五年七月二十四日、兩浙轉運司言、睦州桐廬縣令劉公臣

言、民間有古溪澗・溝渠・泉源、接連山江、多被富豪之家、漸次施工填築、作田耕種、無力之人、田畝接連、或遇水旱、並不約水澆田、因茲雪稼及訟于官、又為富豪人戶与无產之家、通為弊倖、于文契并分居帖内、広定四至、……乞庇天下郡縣鄉村、有古米溪澗・溝渠・泉穴之処、並不得人戶作塊填築占掘為主、……詔復送都水監相度以聞、監司看詳天下陂湖・塘堰・溪澗・溝渠・泉穴、為強猾之人奪利侵占作田甚多、每至早歲無水澆救苗稼……詔可、仍令逐処應陂湖・塘堰・溪澗・溝渠・泉穴、如根究、得元係家人使水、久來為人耕占去処、即更差官定奪、奏候朝旨施行、（宋會要・食貨七水利上）

(一) 嘉祐五年七月六日、羅拯言、昨差往兩浙路相度、均定茶租、窃見諸処係官湖(塘)広并運河辺田土、多被權要之家請射、及鄰近鄉民侵占汚澆、種作成田、或量出租課入官、其楚微薄、却致湖塘漸成湮廢、有妨灌溉民田、并運河因茲淺洪、阻滯官司舟船、如越州鑑湖、自東漢時興修、著在圖籍、周回三百余里、灌田數万余頃、其為越人之利甚大、近歲為貪黷之輩、以權勢干請假託姓名、占射殆遍、欲乞今後諸処湖塘・及運河辺田土、不得更令請射、如有私冒侵占耕並科違制之罪、……從之（宋會要・食貨七水利上）

以上、(イ)(ロ)(ハ)の史料によつて

(1) 水利による大土地所有即ち、畝田や湖田などの形式による莊園経営が宋代初期に極めて大巾に行われ、路域の溪澗・溝渠・泉穴・陂湖・塘堰・運河などすべて水利の抛地は土地経営の対象に置かれていたこと、

(2) 水利を専有して大土地経営を営まんとするものは、富豪の家即ち、官戸・形勢戸・富戸であり、また諸色人・官員であり、或は權勢に寄託して兼并をはかる奸民で、所謂史料(ハ)にあげている強猾の人、史料(ロ)の貪黷の輩であつて、ともに田を作つて租課を取むるを名として陂湖・溝渠等を請射し、大土地経営を営んだもので、その租入は史料(ニ)にかかげているように、まことに微薄であり、湖塘堙廢し、民田の灌溉を妨げ、一般生産者の生産を阻害する点が大であり、水利の壟断から来る土地所有の弊害は決して小でなかつたこと。

(3) 当時、陂湖・溝渠……の多くは置籍拘管されずにあり、兼并の戸は従つて起納租課を名とし、容易に請射し、また官吏に賄賂を送つて、大土地経営を営んだもので、その兼并の推進は止まるところを知らぬ実態にあつたようである、史料(イ)に余姚県の知県たる謝景初は県下の陂湖三一

処のうち二一処は形成豪強の人戸の請射をうけたとして
いること、史料(二)に越州の鑑湖の湖田の構築をかかげて、
周回三〇〇余里、田数万余頃の灌漑の利となつたものが、
すべて占射の対象となつた事実を挙げていること等々は、
これを明証するもので、従つて当局は積極的対策として
陂湖・塘堰……の置籍拘管と占耕の禁止とをうたい、違
反者は違制を以て科罰することとしたこと。

等々がうかがわれる。勿論、以上の水利抛地による大土地
経営は生産力に恵れ、頗る余剰生産の利得に与るを得て居
り、路域の地勢からして、富戸・形勢戸の土地経済は勢い
この方向にむけられたもので、禁令にもかかわらず、この
ような土地経営は時に消長あつても荘園的土地所有の一方
式として、一貫して強く推進されて居る。例を鑑湖と夏蓋
湖・広徳湖にとつてみるに、読史方輿紀要によると、鑑湖
はずでに宋初に湖田がひらかれ、治平年間には湖田七〇〇
余頃の大土地経営が営まれ、湖はほとんど廢されんとする
に至り、熙寧年間に湖と湖田との両存が講ぜられたが、政
和年間に入つて、全く湖を廢して田となしたことをかかげ
ている。^⑩夏蓋湖は熙寧年間に湖全く廢せられ、元祐年間に

入つて湖の修復がはかられたが、政和年間にはまた湖はす
べて廢して田となつて居る。^⑩広徳湖は政和八年知郡事樓昇
によつて廢せられすべて湖田として居る。^⑩かく陂湖の占射
は、消長はあつても、常に官戸・形勢戸による土地所有の
対象となつたことを示す。

II

兩浙は江淮とともに中国經濟生産の枢要地であり、路域
の農業生産にあつては「兩浙稔らば天下足る」と云われた
程で、天下最高の農業地域であり、その余剰の商品化をめぐ
つて、南商・北商の資本活動があつたもので、宋初すでに
稲作に於いて天下最高の産額を挙げ、西北沿辺地の軍糧は
多くこの地の余剰によつて居り、このような路域生産力の
復興發展は「大率淮田百畝所収、不如江浙十畝」(尊白堂集・
卷六)と云われているように兩浙路のもつ地味・地力の優秀
性に因るところ大であることは云々するまでもないが、ま
た他面当局による一般の小農的自作農戸の保護・育成の成
果によるところのものである。申すまでもなく經濟生産に
於ける堅実なる勤勞層を構成する一般自作農戸の保護・育
成は勸農政策の根本をなすものであるが、兩浙路にあつて

は、先掲したように偽制と云われた五代の不当なる負担の大巾な軽減が行われたもので、帰業の民に対しては各般の減税の措置を講じ、その安輯につとめ、州県官に対しては幕職州県官戸口旌賞条例によつて、戸口増置に対する旌賞を規定する等、積極的に自作小農の育成につとめたもので、

成果には兩浙路のもつ秀れた地味・地力が大きくプラスするところであつたやうで、宋初すでに大巾なる実績をあげ、主客戸、特に主戸の逐年増をみ、路域生産力は、遂次向上し天下最高の生産地域を構成するに至つた。今、戸口統計によつて、路域の生産力向上のあとを眺めることとしよう。

州名	太平寰宇記			元豊九城志		
	主戸	客戸	主客戸合計	主戸	客戸	主客戸合計
越州	二、九八二	六四	五六、四九〇	一五二、五八五	三三七	一五二、九二二
婺州	二、九八二	六四	三、〇四六	一二九、七五一	八、三四六	一三七、〇九七
湖州			三八、七四八	一三四、六一二	一〇、五〇九	一四五、一二一
蘇州	二七、八八九	七、三〇六	三五、一九五	一五八、七六九	一五、二〇二	一七三、九六九
睦州			一二、二五一	一六六、九一五	九、八三六	七六、七五一
台州	一七、四九九	一四、四四二	三一、九四一	一二〇、四八一	二五、二三二	一四五、七一三
杭州	六一、六〇〇	八、八五七	七〇、四五七	一六四、二九三	三八、五〇一	二〇二、七九四
衢州			一九、八五九	六九、二四五	一七、五五二	八六、七九七
常州	二八、〇七一	二七、四八一	五五、五五二	九〇、八五二	四五、五〇八	一三六、三六〇
温州	一六、〇八二	二四、六五八	四〇、七四〇	八〇、四八九	四一、四二七	一二一、九一六
潤州	一〇、六四七	一五、九〇〇	二六、五四七	三三、三一八	二一、四八〇	五四、七九八

明州	一〇、八七八	一六、八〇三	二七、六八一	五七、八七四	五七、三三四	一一五、二〇八
越州			二〇、五八六	二〇、三六三	六八、九九五	八九、三五八
秀州			二三、〇五二	一三九、一三七		一三九、一三七
江陰軍	七、六四五	六、九〇六	一四、五五一	熙寧四年に廢して県となし、常州に併合		
合計			四七六、六九六一、四一八、六八二	三六〇、二五九一、七七八、九四一		

右表によつて、

- (1) 宋初戸の戸数と元豊戸の戸数との間に、数的に大いなる懸隔があり、各州のそれぞれに於いて三倍乃至四倍の増加をみて居り、全体的にみた場合も、寰宇記所載の皇朝戸の主客合計が四七万七五九六に対して、元豊戸は一七七万八九四一であり、3.5倍強の増をみて居り、尨大なる膨脹率を示しているもので、これは熙寧年間の水利拓耕の成果もあることだが、一に全く国初以来の宋朝の勸農策の結実によるものであり、宋初一貫して戸数増をみたことがうかがえる。勿論、そこには路域の豊富なる地味・地力が基底となつていたことは云々するまでもない。
- (2) 元豊九域志の所載の主戸が一四一万八六八二戸の多数で、天下最大の数を示している、このことは仮にその数の大部分が商品生産地域の常として、多分に大土地所有にその生計を依存するところあつたにせよ、經濟生産力の向上・發展を物語るもので、路域が天下最大の生産地を形成し、国家財政上に於いても枢要なる地域を構成したわけもまたここにある。宋代初期すでに両浙路が沿辺地軍糧の供給地とし、また南商の經濟活動の拠点として、着々と經濟生産力をあげ得た事實は戸数増の着実なる裏づけを物語つて居り、戸数増は生産増と表裏して着実に進展され、ここに天下最大の戸数をみたものであり、路域にあつて主戸増は一貫して着実に推進されて行つたと云える。
- (3) 路域各州のそれぞれがともに大いなる増加率を示していることは、路域が天下最高の水田耕作地であることか

らして、明かに農業生産に於ける生産性の大きいなる向上を物語るものと云える。なかにも蘇州の如き、皇朝戸が三万五一九五に對し、元豊戸のそれは一七万三九六九（主戸一五万八七六九、客戸一万五二〇二）であり。杭州の皇朝戸七万四五七に對し二〇万二七九四（主戸一六万四二九三、客戸三万八五〇二）、湖州の皇朝戸三万八七四八に對し一四万五二二一（主戸一三万四六一二、客戸一万五〇九）、越州の皇朝戸五万六四九〇に對し一五万二九二二（主戸一五万二五八五、客戸三三七七）、婺州は皇朝戸の三〇四六に對し一三万七〇九七（主戸一二万九七五一、客戸八三四六）、常州の皇朝戸七万一〇三（常州五万五五五三の外に江陰軍の一四四五五を加算す）に對し一三万六三三〇（主戸九万八五二、客戸四万五五〇八）、明州の二万七六八一に對し一一万五二〇八（主戸五万七七八四、客戸五万七三三四）等々は、ともに増加の数が極めて多く且つ戸数それ自体極めて多い、このことは上記の州域に於ける農業生産の飛躍的増産のあとを物語るもので、事実、蘇州に一例をとつても、崑山の人、郊廛の言をかりて云わしむれば、先掲した如く、「蘇州の税米は国初わづかに一七・八万石、今ち即

ち於に三四・五万石」（呉郡志卷一九・水利上）であつて、生産増にもとづく税米の増加を、また范仲淹が知蘇州たりしとき、蘇州の兩稅田（税米を出した田）の総面積が三万四千頃であつたとして居り（范文正公集・政府奏議卷上・答手詔条陳十事）、従つて歳収は七〇〇万石を上廻つて居るとして、生産力増強のことをかかげて、州域の生産の発展の事実をあげて居る。即ち生産増は上記戸数増の歩みと表裏して居ることをうかがわしむる。

以上の三項にわたる考察事項によつて、明かに兩浙路では地味・地力の優秀性と当局の勸農政策とが相まつて、一貫して戸数増と生産向上とをみて、最高の農業生産地域を構成していつたと云える。さきに主戸による生産増と平行して主戸・形成戸による土地所有が多数生活者を擁して莊園経営を行い生産の実を挙げたことはすでに論じたところであるが、要するに路域に成ける農業生産力の向上は、一に土地経営を通じて、路域における生産階級の数的増加と集中によると云える。

中書備対に熙寧十年度と推考される四京・十八路の墾田の面積を挙げてゐる（文獻通考卷四・田賦考四）が、それに

よると、兩浙路の農地面積は、三六万二四七七頃五六畝（別に官田九六四頃四二畝）であつて、淮南路の九六万八六八四頃二〇畝（別に官田四八八七頃一三畝）、江南西路の四五万四六六頃八九畝（別に官田は一七六四頃五七畝）、江南東路の四二万一六〇四頃四七畝（別に官田は七八四四頃三二畝）と比較するとき、ともに小であり、陝府西路の四四万五二九八頃二八畝にも劣つてゐる。しかしながら元豊九城志の所掲による戸数をみると、兩浙路は全戸数一七七万八九四一戸で、淮南路の一三五万一〇六四戸、江南西路の一二二八万七、三三六戸、江南東路の一、二二万七三一一戸にも勝つて居り、また陝府西路の一三五万六二〇四戸にも遙かに多い。特に主戸の數に於いては一四一万八六八二戸であつて、他路のそれぞれの主戸數に比して優に勝つてゐる。この事實は兩浙路の水利田域が高度に開發され多量の生産力を擁し、最高の農耕生産を挙げていたことを示すもので、正しく質・量ともによつてくれた高度の産米地域であつたことをうかがわしむる。

- ① 宋史卷八八・地理志・地理四・兩浙。
 ② 止齋文集卷四四・桂陽軍勸農文。

- ② 淮海集卷一五・財用下。
 ④ 拙論「熙寧・元豐年間における高度生産地域にみる農耕生産と商税との関連について」(『史学研究記念論叢』)。
 ⑤ 読史方輿紀要八九、及び同書の浙江方輿記要序。
 ⑥ 樊川文集卷一四、文苑英華九七七、全唐文卷七五六。
 ⑦ 夢溪筆談卷一一・官政一の條に「五代方鎮割地、多於旧賦之外、重取於民」とあつて、方鎮割地して重税を民に課していたことを示す。
 ⑧ 夢溪筆談卷九・人事にかかぐ。
 ⑨ 太平寰宇記の題跋に「馬端臨・王忠麟等の言をかかげて、ともに太平興國年間に天下一統したので、樂史は古山經地志考によつて太平寰宇記を編纂したとして居り、従つて寰宇記の所載による皇朝戸は太平興國年間で、或はわづかにその前後の宋初戸とみてよい。
 ⑩ 淳熙三山志卷一〇・版籍類一・墾田。
 ⑪ 宋会要・食貨六三・農田雜錄・淳化元年九月。
 ⑫ 夢溪筆談卷九・人事。淳熙三山志卷一〇・版籍類・墾田。
 ⑬ 淳熙三山志卷一〇・版籍類一・墾田。
 ⑭ 宋会要・食貨七〇・賦稅雜錄・寧宗・嘉定七年十一月十八日の臣僚の言にかかぐ。
 ⑮ 読史方輿紀要卷九二・浙江四・紹興府・会稽県。
 ⑯ 読史方輿紀要卷九二・浙江四・紹興府・上虞県。
 ⑰ 読史方輿紀要卷九二・浙江四・寧波府・鄞県。
 ⑱ 太平寰宇記所掲の皇朝戸は、同書が太平興國年間の撰によつ

ていたことからして、固初の戸数であり、元豊九城志の戸は、同書が元豊三年に撰修されたことからみて、元豊初年の戸とみて宜しかろう。なお寰宇記の主戸客戸のそれぞれの欄に空となつてゐるものは、主客合計の戸数はかかげてゐるが、主・客戸のそれぞれについては掲載して居らぬことによる。なお江陰軍は元豊九城志にかかげて居らぬ、これは熙寧四年に江陰軍が常州に併合されたことによる。

⑩ 文献通考卷四・田賦考四にかかげる天下の墾田は、中書戸房公事畢仲衍の投進した中書備対のなかで、二税とともに併記してかかげてゐるものである。二税は熙寧十年見催額としてゐることからして、墾田面積も熙寧十年と想定しても宜敷かろう。

三 水利拓耕と生産戸

兩浙路が天下の水到適農地であることからして勸農の焦点は必然的に漚蕩の渠溝・堤堰の修復・開修の具体的な進に置かれたわけで、当局も従つて勸農事業の中心として、渠溝・堤堰の修復工事を促進していつた。宋会要食貨七・水利上・慶歴三年十一月七日の条の詔文に、

訪聞江南旧有圩田能禦水旱、并兩浙地卑多水災、雖有隄防、大半墮廢、及京東西亦有積潦之地、旧常開決洧河、今罷役數年、漸墮廢復為患、宜令江淮・兩浙・荆湖・京東・西路運運司、轄下州軍圩田・并河渠・隄堰・陂塘之類、合行開修去處、選官計工料、每

歲于二月間未農作時與役、半月即罷、仍具逐處開修、并所獲利濟大小事狀、保明聞奏、當議等第酬獎、內有係災傷人戶、即不得一例差夫搔擾。

とあつて、兩浙路も江南・兩浙・荆湖・京東・京西と同様に水利工事は毎歲二月の農閑期と定め、その期間は半月、災傷人戸は一樣に差役をやめることとする等を定めて、極力、在地農民の工役負担の軽減と農閑期活用による工事の施行を明かにしている。本来、水利工事は宋代では当局の責任のもとに推行されたが、工役負担はすべて在地の受益農民に課する原則をうち出して居り、すでに州県官のなかには功をねらい往々にして不当なる負担を在地農戸に課することもあつて、この詔文はこの弊を匡さんとするの主旨に出でたものと考えられる。

兩浙路の勸農事業で注目すべきことは渠溝・陂湖・堤堰等々の修復と官戸・形勢戸の水利専有とが相互に関連して、その成果に微妙なる影響をもたらしたことである。すでに述べたところであるが、兩浙路における莊園経営は往々にして余剩を期するのあまり溝渠・陂湖……の占射をなし、水利を専有して民田の水利を枯渴させ、引いては溝渠・陂

湖等を堰廢させ、民戸の生産に重大な制約を及ぼすこともなつた。従つて当局は渠溝の修復・開修の水利工事と関連し、勸農推進の立場からして官戸・形勢戸の渠溝・陂湖の占射を禁止するの方途をとつた。そもそも兩浙路の生産が水利によつていたことからして、水利は生産者のすべて、即ち、大土地所有者も、一般農民も等しく望むところであるが、しかしその活用之際には富農と一般農民との間には必しも利を一にせず、富戸は水利の専有による余剰をねらい、その弊のおもむくところ、一般の生産に危害を及ぼすこともなつた。しかしながら当局の水利占有に對する禁止にもかかわらず、なお且つ占有が行われ湖田・畝田の大土地経営が継続したわけは、一般農戸の生産が大土地所有に依存し、微妙なる相關關係をもつていたことにある。

『建炎以來朝野雜記』甲集卷一七・本朝視漢唐戸多丁少之弊の條に、

西漢戸口至盛之時、率以十戸為四十八口有奇、東漢戸口、率以十戸為五十二口、……唐人戸口至盛之時、率以十戸為五十八口有奇、……自本朝元豐至紹興戸口、率以十戸為二十一口、以一家止於兩口、則無是理、蓋詭名子戸漏口者衆也、然今浙中戸口、率以

十戸為十五口有奇、蜀中戸口、率以十戸為三十口弱、蜀人生齒、非盛於東南、意者蜀中無丁賦、故漏口少爾。

とあつて、戸口の比率に於いて、東漢にあつては一戸につき5.2人、唐の盛時では5.8人、しかるに本朝では2.1人、兩浙の戸に至つては一戸につき1.5人であり、これは身丁錢米の賦課等の負担過重による漏口であるとしてゐる。漢・唐と宋とのこの比率に關しては、なお多くの問題点があり、同一次元で律して論ずることには躊躇せざるを得ないが、しかし蜀との比率と比して小である点については大いに注目を要することで、李心伝の指摘するように身丁錢米に因るところもあろうが、しかしまた高度の商品生産域としての兩浙路の經濟社會の構造に因由することにも着目せねばならぬ。熙寧・元豐に於ける産米の生産は完全に商品生産の段階に發達し、富戸・形勢戸の土地経営は營利投資の域にまで發展して居り、商品生産の常として、そこに多量の労働力を擁した。即ち大土地所有は一定限の固定労働や短期の季節的な契約労働を收容することによつて、生産を推し、拡充して行つたもので、勢い労働の供給源を一般生産階層に置いたわけである。一般生産戸は商品經濟の發達の

もと大土地所有者に労働を雇傭されることによつて生計を保持し、生産を継続して行つたもので、零細主戸は自作しながら傭賃し、或は小作し、はじめてその地歩を保ち得たわけで、『灌園集』で、

……税額所占、至百十千数千者主戸也、而百錢十錢之所占者、
 為主戸、……百錢十錢之家、名為主戸、而其実則不及客戶、何
 者、所占之地、非能給其衣食、而所養常倚於營求、又有兩稅之徭、
 ……客戶之憂、又其最重、何者、客戶之智、非能營求也、能輸氣
 力、為主戸耕鑿而已、則一日不任事、其腹必空^①

とあることは零細生産者の大土地所有依存の一面を示して居るもので、時代は大きく降るが、『元典章』でも、

今江浙之弊、貧民甚多、皆是依托主戸售雇或佃地……^②

とあつて、南宋末の零細者の大土地所有依存の実態をかかげて居り、高度の商品生産地域たる江浙に於いては、この現象は北宋・南宋をかけて一貫していたと云えよう。このように零細生産戸一般が商品経済の発達によつて、後進地域にみるような前貸付に依存する様式から超脱し、雇傭によつて、その地歩を保持せんとしたところに丁口の脱漏があつたわけで、従つて漏口は多分にあり得ても戸の脱漏は

抑制されたわけで、他路に比して主戸の極めて多い理由もまたここにあると云えよう。

要するに一般生産者たる小農階層は、大土地所有の富力に庄倒せられ、対立しながらも、また相互に相依つて兩浙路の生産拡充を行つて居る。即ち兩浙路の経済成長はこのような農業生産にみる相互関係のバランスのもとに推行されたわけである。従つて富戸・形勢戸の陂湖・渠溝等の占射による水利専有は、時に禁令されても、完全に禁止することが不可能であり、他面一般農戸の生産力の保持・向上のためには当局によつて水利工事がすすめられ、富戸・形成戸による水利の専有を抑制するの方途が適宜とられたところに兩浙路の勸農の特色があると云えよう。

熙寧農政としての劃期的な水利田勸農策の政策的内容は、熙寧二年十一月十三日の制置三司条例司の請によつて詔勅の形式で出された「農田利害条約」に要約されている。よつて、ここでは、兩浙路の勸農が「農田利害条約」に則して、如何ように展開したかについて、若干の考察を試みることにしよう。

すでに熙寧元年六月十一日、中書省が陂塘の堙廢や圩埭

の毀壞を指摘したに對し詔して、

諸路監司訪尋轄下州縣、可興復水利之処、如能設勸誘興修塘堰
圩埤、功利有実、即具所增田稅利、保明以聞、當議旌賞(宋會要・
食貨七・水利上)

とあつて、諸路の轄下州縣の水利適農地に於ける水利興修
のことがすすめられ、ついで熙寧二年の農田利害條約の頒

布によつて、水利田に関する農政の具體的政策がうち立て
られ、全国的に水利田拓耕の進捗をみは、特に兩浙路にあ
つては最高の水利適農地であつたことからして、農政とし
ての農田利害條約が最も適用され、その成果を挙げたもの
である。今この具體的な水利勸農のあとを尋ね表記すると
次のようである。

年 時

事

項

熙寧五年正月

兩浙路運副使俞希且の言によると「農田水利を興修することは万世の長圖であるが、昔日溝港たるところが今は田畝となつて居り、水利を興修するためには民田を廢して渠溝とせねばならず、民に不当な犠牲を払わせることとなるから、すべて水利を興すべさ処で民田を開決する場合は代償として官田を与え、もし官田がない場合は代償を仕払うべきである」としたが、兩浙提拳倉司は着詳して、官田の給付には、田土の肥瘠を考慮すべしとし、代償として官田給付の場合、ただ田畝面積だけは合致していても、瘠薄で耕佃することの出来ないようなものを以てすることを禁じ、なお新給の官田が瘠薄であつても、その耕作を願う場合はもし旧田の地価が新給の官田に二倍するときは、二倍分だけの面積を給付することとした(宋會要・食貨七・水利上)。

熙寧五年五月十八日

もと陂塘の地土で、これを廢して水利に澆灌に充る場合は、補償処分として、もしこれが先祖からの田業であれば、収公に際し、郷原の例によつて代償を支払うこととし、そのなかに墳墓舎屋があるときは還葬の折修功錢を給することにし、開墾による田業であれば、その功直によつて代償を支払うこととした(宋會要・食貨七・水利上)。

熙寧六年五月二十三日

提拳兩浙興修水利郊宣の言によると、蘇州は環湖の地であつて、地が低く多湿であり、しかも沿海の地は高く早害のきらいがある。故に古人の治水のあとをみるに、縦に浦あり、横に塘あり、門堰・漚灘あつて、これを葦布した、今全体で多湿高旱のところは二六〇余所あるから、古人の法にならつて、七里毎に一つの縦浦を、一〇里ごとに一横塘をつくり、出土によつて堤岸をつくらせることとし、所要の人夫の延べ人員は二〇〇〇万

<p>熙寧八年九月二十三日</p>	<p>人（宋史では二〇万人）で、しかも完通には三カ年を要するとした。十一月郊宣を興修水利として、その工に当らしたが、民多く愁怨し一年にして工をやめた（宋会要・食貨七水利上・宋史卷九六・河渠志・河渠六）。</p> <p>太子中允集賢校檢正中書刑房公事沈括をして、兩浙路の農田水利差役のことを相度させた。宋史の河渠志によると、これは浙西の涇浜は浅く、まさに決鑿すべきであり、浙東の堤防・川瀆は堙没して居り、まさに修復すべきであり、司農に現錢を貸与うけ役を募るべしと請うて、その実施をみるに至つた（宋史卷九六・河渠志）としてゐる（宋会要・食貨七・水利上。宋史卷九六・河渠志・河渠六）。</p>
<p>熙寧七年九月 一日</p>	<p>三司の言に浙西は隄防・川瀆の多くが堙廢して居り、今修復を一に民力だけに限つたら工事の完全は出来ないから、司農寺に下し、官錢を貸与して募民興役すべしとあり、その実施をみた（宋会要・食貨七・水利上・文獻通考卷六・田賦考・水利田）。</p>
<p>熙寧七年四月 八日</p>	<p>檢正中書刑房公事沈括は朝旨を奉じて兩浙路の陂湖などの遺利錢を以て水利興修に充てることを許されていたが、更に本路を勘会するに、兩浙にはなお隱占の遺利が多く、温州・台州・明州では堤堰を興置して耕種すべきで頃畝が広大であるから、よろしく遺利を根究し、堤堰を修築し地利を收納して、将来の人夫の工料に、或は吏祿に充てることとし、免役錢やその他係省錢物を侵耗しないように、そのために奨励の法を立つべきことを乞うて、その実施をみてゐる（宋会要・食貨七水利上）。</p>
<p>熙寧七年九月 一日</p>	<p>近年の水利の興工には実ならざるものがあり、互に隠蔽してゐるから、臣僚上言してすでに水利工事の完了したところは、司農寺に令して、置籍拘管すべきことを乞ひ、不実のものは重く法によつて罰すべきとし、詔してすでに興修水利はよろしく置籍拘管さすこととし、体訪して不実不当のものは、聞奏さすこととして、その匡正に當つてゐる（宋会要・食貨七水利上）。</p>
<p>熙寧八年九月二十三日</p>	<p>陂塘溝河を開修して諸水を導引して民田に溉したるもの、或は堤岸を修貼して積潦を疏決し、ながく水害を除くもの、或は廢荒田を召募開墾して、耕種に堪うるに至つたものはすべて利害・功料を具申させ、官を差遣し檢覆し功利大なるものは酬獎することとし、一〇〇〇頃に及ぶものは第一等の酬獎を、七〇〇頃に及ぶものは第二等の酬獎を、五〇〇頃は第三等の酬獎を、三〇〇頃は第四等の酬獎を、一〇〇頃は第五等の酬獎を与えることとし、その数が少く賞格に該當しないものは、別に提舉司明によつて酬獎をなすこととする（宋会要・食貨七、水利上）。</p>

元豊元年四月十九日

詔して墾田を開き水利をおこし、隄防を建立し、圩埠を修貼するときに、民力で役に給することの出来ぬ場合は、受益民戸に常平錢穀を貸与することを許し、期間は二年とし、利息は年利一分とした（宋会要・食貨六三・農田雜錄）。

元豊元年九月 八日

植荒造三司戸部判官李琮の言によると詔を奉じて逃絶の税役を根究したところ、蘇州常熟縣の天聖年間の簿籍によると、遠年の逃絶戸の滞納税額は紬・絹・綿・苗米・丁塩錢の總計一万一一〇〇余貫・石・匹・兩で、戸は一九五戸で、輸すべき苗米は三五万石、紬絹五一疋、綿三五兩であつたが、田産の戸なく、また請佃するものなく、姦猾はこれたによつて省税を失陥するに至つてから、秘書省著作佐郎劉拯を知果となして民の帰着を根究させた（宋会要・食貨七〇・賦税雜錄）。

以上は農田利害条約頒布後の熙寧年間に於ける勸農の実態であるが、右表によつて、

(1) 陂湖・渠溝・堤堰の修復・開興に際しては、田宅消失の民戸に対し、明かに補償を規定して、積極的に民戸の

民は渠溝・陂湖の墾廢による苦難の外に、改修に際しての農地収公によつて、より多大の犠牲の強要を受けたもので、上記の補償は一般生産層の生産力を保持し向上を計る上に極めて意義があつたと云えよう。

生産力の減耗を避けるの措置を講じたことである。即ち代替の場合、同一面積の官田を以てする名目上の補償でなく、地味・地力の上・下を計り、地味・地力において半減しておれば、給付面積は増増さすこととし、現錢による補償に際しては、不当なる廉価買上げはやめて、郷原の例による等、正当なる価格による買上げを行つた。

惟うに湖陂・渠溝の墾廢には形勢戸・官戸の水利の専有による土地経営が多分にその因となつたもので、一般農

(2) 熙寧二年十一月の頒布による農田利害条約では、明かに墾廢の渠溝・堤堰・陂湖の修復工事は官の責任のもと、工料は受益民戸の負担とすることを規定して居り、両浙路の場合に於いても、原則としてこれに準拠したものであるが、民戸に対する負担の急を考慮して、司農寺からの現錢の貸与をはかること、陂湖などの遺利錢、隱占の隱利、新たな水利拓耕等による地利などを納めて、これを人夫の工錢や吏員の吏禄に充てることを定めて、民戸負

担の不当を抑制することにつとめて居り、受益民戸の負担という原則にあつて、しかも負担の急から救わんとする当局の意向をうかがい知ることが出来る。ちなみに水利拓耕の工事に際し常平錢穀の貸与の制を定め、貸与期間を二九年とし、利子を年利一分としたようなことは、水利の拓開に當つて民力の安定を計らんとした主旨によることをうかがうものである。

(3) 水利の拓開に當つて、州県官に対し酬奨を規定して、酬奨は一〇〇〇頃に及ぶもの、七〇〇頃に及ぶもの、さ
ては五〇〇頃・三〇〇頃・一〇〇頃等々、段階によることとし、他面、実なくして興工を完了したとしているものに対しては、実地検査して罰することとしたこと。

以上(1)(2)の考察事項によつて、熙寧年間に於ける兩浙路の水利拓開の業は明かに積極的であつたと断ずることが出来る。事実、熙寧三年から九年までの諸路の開興水利田の実績をみて、兩浙路は最高であつて、水利田は一九八〇頃、その面積は実に一〇万四八八頃四二畝であつて（宋会要・食貨六・水利田）、天下の興修水利田三六万一一七八頃と比するとき、その実績の大なることを知るもので、

范仲淹が蘇州の農耕実績をかかへて

「面積三万八〇〇〇余頃、收穫高は実に七〇〇余方石」（范文正公政府奏議上・答手詔条陳十事）

と云つてゐることは、拓耕の成果とも云うべきで、范成大が浙西即ち吳郡の地味の（吳郡志・卷一九・水利）大を指摘して、松江百瀆等は、みな灌漑の利があつた旨を云つてゐること、蘇東坡が浙東即ち会稽の水利拓耕をあげて、

自抗・睦以東、衢婺等州、謂之上郷。（東坡全集・卷六五・論浙西閉糴狀）

と云々してゐること等は、二浙の地、即ち兩浙路の路域の水利田が熙寧の勸農によつて拓耕され、天下最高の産米地となつたことを如実に物語るものであつて、熙寧の勸農の成果は極めて大なるものがあつたと云えよう。熙寧農政にみる積極的勸農はよく広大なる水利田の興修をみ、主戸の増加による生産力の拡充をみたものであるが、他面、官戸・形勢戸の大土地所有に基く土地経営は、勸農の推進にもかかわらず抑制されることなく、却つて發展のみちを述べてゐる。事実、熙寧の農政にあつては、渠溝・湖陂の修復に際しても、正面から大土地所有の抑制を強く打ち出さ

ないで、開墾に当つては民田の犠牲のもと、可能の限り、極力民戸の負担を最小限に留めんとしたことはすでに論じたところであり、荘園的土地所有は宋代一貫して推進されたものである。すでに表中にかかげているところであるが、

元豊元年九月八日、戸部判官李琮は「逃絶の税役を根究したところ、蘇州常熟県の天聖年間の簿籍によると、逃絶戸の税滞納による不納の紬絹・綿・苗米・丁塩錢の総額は一万一一〇〇余貫・石・兩・匹で、戸は一九五戸であり、しかもこれらの逃絶戸の田には姦猾の徒が掘つていた^④と云々している。申すまでもなく蘇州は天下の稲作地であり、その生産力は路域で最高を誇つて居り、なかにも常熟県はその要地である。しかしてこのような高度な稲作地において逃絶戸の滞納税が処理されず、姦猾の徒が、その田土に掘つた事実は大土地所有が高度生産地といえども推進されたことを物語る事例と云えよう。かくして兼并の家の土地所有の欲求は、熙寧・元豊以降、いよいよ進められ、陂湖の占射や民田の兼并にとどまらずして、更にはそのおもむくところ、官田をも侵占すら行うに至つた。即ち政和元年五月二十七日の臣僚の言によると、

天下係官田産、在常平司有出売法、如折納抵当戸絶之類是也、在転運司有請佃法、天荒・逃田・省荘之類是也、自余閑田名類非一、往往荒廢不耕、雖間有出売請佃之人、又為豪右之侵冒、輪官税賦十無一^⑤、欺弊百出、理難齊一。

とあり、係官田産の佃作は常平司の管轄によるものは出売法により、転運司管轄によるものは請佃法によつて行つたとしていたが、實際は出売請佃の人があつても、多くは権勢の家の侵冒するところとなつて、税賦は十分のうち一・二も納めなかつたとしてゐる。勿論、官田の侵占は北宋末に限られたわけではないが、集権体制の弛緩はこの状勢をより馴致さすに至つたと観じて宜しかろう。なお注目すべきことは、北宋後期において富戸・形勢戸の資本は、官当局による渠溝・堤堰・湖陂の開修工事の事業、それ自体にまで浸透し、土地所有の拡大をみている。

宋会要食貨七・水利上・政和四年二月十五日の条に、

工部言、前太平州軍事判官盧宗原請開修、自江州至真州、古来古道埋塞者凡七处、以成運河、入浙西一百五十里、可避一千六百里大江風濤之患、凡用夫五百二十六万一千一百七十五、工米五万七千八百三十五碩、又可就工興築、自古江水浸没膏腴田、自三百頃

至万頃者凡九所、計四万二千余頃、其三百頃以下者又過之、乞依宗原任太平州判官日已興政和圩田例、召人戸、自備財力興修、更不用官錢糧、仍府畿見行興修水利法、不限等第、許請佃、歲約得官租一百余万買領、……詔差膳部員外郎沈鏞、同本路常平官、相度措置。

とあつて、工部の言によると、盧宗原の乞請によつて実施された江南東道の江州から兩浙路の真州に古渠の堰塞したものの凡そ七処を開鑿して運河とする開修工事に、工役人夫の延人員五二六万一一七五人と米五万七八三五石とを必要として居り、尨大なる人費の事実を示しているが、この入費支弁には太平州（江南東路）で施行した政和圩田の例によつて、民間有産戸の財力によることにし、勢い等第を限らずして請佃を認めることにすることを明かにしている。

従つて多くの場合、このような工事に現錢・資材を投入し得るものは在地の権勢戸であり、請佃も従つて資本投入の戸に占められることは必定であつて、大土地所有者の兼井は官の水利開修に資本を投入することによつて、より拡大して行つたことをうかがい知る。勿論、この運河の開鑿工事の完成によつて、拓耕の対象となる耕地は、先掲史料の

工部の言に工事と関連してかかけて、「江水の浸没による沃土について、三〇〇頃から一万頃に及ぶところのものが九処、計四万二〇〇〇余頃、三〇〇頃以下をふくむと更にこれを上廻る」としている事実を照し、広大なる地域が想定され、完成の暁には当然、兼井の家の独占的占射の行われることが容易に推考される、従つてその弊の来ることも考慮してか、政和四年三月二十日には膳部員外郎沈鏞の奏言に、

奉詔相度措置江淮兩浙路開修運河興築圩田、……今來朝廷許令請佃、若相度措置、得有合修地土去処、即乞先次逐処官司散出榜示告諭人戸、送納投狀、理定名次、至興修有日、令人戸送納興修錢糧、成田日依次給田^④

とあつて、在地兼井戸による独占を避けて一般人戸も錢糧を送納することによつて、給田の機會の均等を計るべしとしている。要するに水利修復に在地有産戸による資財の投入は明かに土地兼井を招来したものであると斷じ得られるもので、以上の史料によつて明かに権勢が官業にも、タツチして、大土地所有の推進に當つたことを、われわれはうかがい知るものである。

『元豊九域志』によると、先掲したように、兩浙路の主戸は一四一万八六八二、客戸三六万二五九で、全戸数が一七七万八九四一、客戸数は全戸数に対して20%強に当り、比率は最低を示している。これは在地自作の小農が多数を占め、健全なる社会の生産層を構成していたことを思わしむる。しかしまた一面、比率が最低であるとは云え、客戸数それ自体に於いては、福建路の四六万四〇九九、江南西路の四万五一八七〇、荆湖南路の三九万五五三七、荆湖北路の三七万七五三三について、多数を示している。しかもこの三六万の客戸数は登録されたものの数であつて、当代、商品経済の発達に労働に対する需要増からして、登録されて居らぬヤミ小作戸も多数を占めていたことも考えられ、小作戸の数は事實は三六万を上廻つていたと申されよう。しかも路域の産米を主体とする商品生産は在地自作の小農階層をして、小作・傭作を兼ねしむることとなつたわけ^①で、大土地所有に於ける所要の労働量は三六万戸の客戸労働量を遙かに上廻るものがあつたと考えられる。かくて兩浙路の大土地所有は路域の生産力増強に則して発達し、大中に小作経営の行われて行つたことを認めねばならない。

申すまでもなく稲作の農業は水利を絶対としたもので、兩浙路のような高度の稲作経営にあつては水利の補修は勸農の重要な部門を占めていた。即ち水利田経営にあつては農政として渠溝・陂湖等々の修復・補修が常に要請されたわけで、この点、北宋後期にあつても、熙寧・元豊年間と同様にかわるころなかつたとみなければならぬ。『宋会要』食貨七・水利上・政和六年八月四日の条には、平江府戸曹事趙霖などの水利拓開の大構想をかかげているが、それによると、

尚書省言平江府司戸曹事趙霖、相度平江府積水、旧有三十六浦、……共用役夫一千七百五十六万五千余、工錢一百四万二千余貫、米五十二万六千余石、又發運副使庾安道、委官相視港浦六处埋塞合行先開、共役夫二百八十八万八千余工、合用錢糧二十四万七千余貫、秀州・華亭縣、欲並循古法、尽去諸堰、各置小斗門、常州鎮江府望亭鎮、合依旧置閘。

とあつて、尚書省の指摘として、

(1) 趙霖は平江府(蘇州)の積水を相度した結果積水の因となつてゐる堰塞の旧三十六浦の興修と水門の構築のためには、役夫一七五六万五〇〇〇余人、工錢一〇四万二〇〇

〇〇余貫、米五二万六〇〇〇余石を要するとしている。

(四) 発運副使庾安道は港浦六カ処の堰塞を開修するためには役夫二八〇万八〇〇〇余人、錢糧二四万七〇〇〇〇余貫・石を要するとし、秀州華亭縣の修復に當つては古法にしたがつて小斗門を、常州・鎮江府（潤州）の望亭鎮は閘門を置くべしとしている。

こと等々を挙げて居るが、なお趙霖は右の工事の諸費の財源として、「越州鑑湖の封樁米のうち一〇万石の支出と諸州常平本錢一〇万の借支を、不足の場合、更に常平米や常平封樁錢の貼支、空名度牒二〇〇〇道、承信郎・承節郎・將仕郎等の官誥それぞれ五〇道の支出を、また別に民間有力人戸からの錢米供出等々」をかかっている。

勿論、上記の構想はそのまま直ちに実施に移されたわけではなく、宣和元年六月七日の詔によると、趙霖は水害をうけて食に困つた民を招募して役に充てたが、工役に當つた人員は先掲しているように、延人員で二七八万二四〇〇余人で、成果は一江・一港・四浦・五八瀆を改修したにとどまつて居る^⑤。従つて構想の大なるに比して、実績は必しも大ではない。しかし注目すべきことは、「農田利害条約」

によつて明確にうち出されたところの工事における夫役や諸費の負担はすべて受益民戸に担わしむるという原則が、後期に於いては必しも履行されないで、諸費は多くを在地比戸によらずして、官の樁米錢穀や有価証券、更には有力人戸の供出錢米をもつて充てて居り、夫役は招募の貧下戸を以て充當したことであり、そこには貧下戸救済の社会政策のうち出されたことをうかがい得るものがある。惟うに在地民戸に負担の強制を制御したわけは、民戸の負担力が、すでに限界にあつたことによるもので、有力戸の錢米供出と相まつて、水利の修復による興置水利田に対する富戸・形勢戸の占射は、熙寧・元豐年間のそれよりも、より強く推定されたと見て誤りあるまい。

かくして官戸・形勢戸などの所謂「權勢の家」は水利の修復と水利の専有とによつて、即ち前者の場合は主として錢米の供出等々による新田の請射に、後者の場合は主として湖陂の占射による湖田・圩田の經營によつて、大土地所有の拡大を促進して行つたもので、かくして、その間、主戸の階層分化を招来し、地大にして業広く阡陌連接するところの大土地所有者（嘉祐集卷五・衡論・田制）から、中産

自營の農戸、さては一〇〇文か一〇〇文に至る少額の税銭を納むる能力しかもたず、その実は客戸に劣る貧下の農戸（灌園集卷一四・与張戸曹処置保甲書）に至るまで、幾多の階層に分化し、富裕農戸は、その間、土地経営を通じて、一般主戸の生産力向上を抑制し、零細化を促しながら、また一面、客戸に対すると同様、その労働力を活用し、以て自己の経済生産力の増進に当り、他面、一般主戸、特に、なかでも零細主戸にあつては、富戸の実力に圧倒されながらも、これと賃租・雇傭することによつて、生計の保持を得て居り、莊園的土地経営に限る限り、二者は相互に依存し、客戸の労働供給と相俟つて、路域の生産性を向上させ、以て両浙路の経済成長にあづかつていたと云える。勿論、相互依存は多くの場合、生産手段を占有するものと、しからざるものとの違いによつて、対等でなく、往々にして支配・隷属の相互関係たる性格を帯びるに至つたことは今更

云々するまでもない。

- ① 灌園集・卷一四・与張戸曹処置保甲書。
- ② 元典章・四二・刑部四・諸殺・殺奴婢佃。
- ③ 文獻通考・卷六・田賦考六・水田。宋会要食貨六一・水利田。
- ④ 宋会要・食貨七〇・賦稅雜錄・元豐元年九月八日。
- ⑤ 宋会要・食貨六三・農田雜錄・政和四年二月十五日。
- ⑥ 宋会要・食貨七・水利上・政和四年三月二十日。
- ⑦ 拙論「熙寧・元豐年間に於ける土地所有の問題と商業資本との関連」〔福岡大学経済学論叢〕五卷三号を参照。史学研究「三十五周記念論文集」にかかげる、拙論「熙寧・元豐年間における高度生産地域にみる農耕生産と商税との関連」参照。
- ⑧ 宋会要・食貨七・水利上・政和六年十月六日。
- ⑨ 宋会要・食貨七・水利上・宣和元年六月七日。

附記

農田利害条約が熙寧の農業政策として、極めて意義のあることを長瀬守氏は明確にされている（東洋史論集・第三）。なお筆者はその条文解釈を経済学論叢五卷三号で試みたことを併記するものである。

On *Hoshôtone* 保証刀禰

by

Yasuko Akimune

It is well-known that in the dissolving process of the *Ritsuryô* 律令 system the real power of the local government shifted from *Gôchô* 郷長 to *Gôshi* 郷司. *Tone* 刀禰, who seemed to do an assistant part under this *Gôshi*, was a powerful resident man (of *Daimyo-tato* 大名田堵 existence, really resident in a village, doing *Shisui* 私出举 and others, cultivating *Kôden* 公田, *Shôden* 庄田, *Konden* 墾田 with followers) as a unit of *Ho* 保 in Kyoto and of village in the country, in place of the *Goho* 五保 system with weak power of unification, and his duty was examination of *Hii* 非遺 and guarantee of a private land under the control of *Kyôshiki* 京職 and *Kokuga* 国衙. In case of a special private right owning only *Konden* *Tone* acted a part of community in a village, authorizing colonization of a waste land under his leadership: in case of general identification in ownership of *Kubunden* 口分田 and *Konden* he seemed to be included in to *Myôshu* 名主.

A Study on Land-owning in *Liang-chê-lu* 兩浙路 in the Period of the Northern *Sung* 宋 Dynasty

by

Yoshiro Kawahara

Liang-chê-lu 兩浙路 has already constituted a main rice-producing area in the *T'ang* 唐 period, where a large reduction of house numbers and production has occurred because of the disturbance at the end of *T'ang* and the rule by maney 錢 family in the Five Dynasties, which means the reduction of tax-payers' houses on account of overburden, not of the productive power itself which seemed retained in the land-owning itself as a potential productive power: along with a superiority in land power, thanks to the emancipation from the overburden of early *Sung* 宋 period, in *Sung Ehu-hu* 主戶

increased rapidly and the productive power progressed and developed, deserving the main rice-producing area in China.

Rice-producing for a commodity called a direct investment of capital to the production, which promoted large land-holdings; then many *Chu-hu* held their position by renting rich houses. Economic growth in this road area proceeded under the balance of interdependence of land-holdings by rich houses and the tearing in fragments of direct producing houses.

Spartan State System and Lycurgan Legend

—Formation of legislative legend and its period—

by

Yūichirō Niimura

Since the 5th century B. C., Greek legend told Lycurgos as a person who arranged the Spartan state system, but at first the Spartan institutions had not any relation with the name of Lycurgos. Then, when and why this relation was formed have hardly been studied, but without examining these points, the formation of the Lycurgos legend cannot be discussed.

At first, I trace back its origin without any consideration of Lycurgos, and show the so-called 'Lycurgos system' a unification of two systems, one was at the beginning of the 8th century B. C. and the other after the 2nd Messenian War. Next, I research the personality of Lycurgos who is thought to have no relation with the legislative work, which is of the real Defender of the fatherland.

These two questions, the forming process and a personal history of Lycurgos, are treated in this article, which offer some suggestion to explain the background of formation of the legislative legend.